

防災情報とその伝達について

大規模地震対策特別措置法をめぐって

昭和五四年を、ある人々は防災元年といふ。災害そのものについていふなら、わが日本はむかしから天災の多い国であつて、何を今さら元年などといふものではない。モンスーン地帯にあつて夏から秋には台風の通路になり、強風と大雨が荒れ狂う。一九四五年には、いわゆる枕崎台風が死者三、七五六名、一九五七年

には狩野川台風で死者一、一八九名、一九五四年には洞爺丸の海難を伴う台風一五号が死者一、七六一名、そして一九五九年の伊勢湾台風は干拓地を高潮となつて襲い、実に死者五、〇四一名を出すにいたつてある。季節風の吹出しは北陸に豪雪をもたらし、又、フェーン現象は日本海側の諸都市に再三再四大火を起こしました。鳥取大火は一九五二年で五、二二八戸、能代大火は一九四九年で二、〇四戸、函館大火は一九三四年で實に二万三千戸、新潟大火は一九四六年で

二年で一、〇五二戸といつた記録がのこっている。消防力の格段の強化と建築の大規模化がすんで、こうした大火は過去のものかと思われていた所を一九七六年一〇月末、酒田を大火が襲った。烈風下の大規模木造建物からの出火が大火に発展しやすいという定石通り、この酒田大火は全焼一、七六七戸、負傷一、〇〇〇名に及ぶ火災に発展してしまった。

として広大な地域を破滅させた。死者行
方不明を合計して一四万を超える人名の
損失。旧東京市内の全戸数四八万三、
〇〇〇戸中三〇万〇九二四戸の全焼、
市内全面積のおよそ四四%を約四八時間
かかって焼きつくしたのである。そして
又地震に伴う津波の被害も甚大である。
たとえば南米のチリに生じた大地震の津
波が延々と太平洋をこえて日本にいたり
一三九名の死者を出したのは一九六〇年

それは地震がある。最近の地震発生機構の代表的理論であるプレートテクトニクスによれば、太平洋プレートとフィリピン海プレートが一年あたり二~五セントの見当でアジア大陸プレートにおしこんでくる。こうした海洋プレートと大陸プレートの界面に生ずる歪が地震を発生するエネルギーだとするとならば、ある程度規則的に地震は生ずるであろう。つまり日本は文字通りのモデル地震国ということになる。大正一二年の関東大地震災はマグニチュード七・九、相模灘の海底を震源地とし、横浜、川崎、東京を中心

として広大な地域を破滅させた。死者行
方不明を合計して一四万を超える人名の
損失。旧東京市内での全戸数四八万三、
〇〇〇戸中三〇万〇、九二四戸の全焼、
市内全面積のおよそ四四%を約四八時間
かかって焼きつくしたのである。そして
又地震に伴う津波の被害も甚大である。
たとえば南米のチリに生じた大地震の津
波が延々と太平洋をこえて日本にいたり
一三九名の死者を出したのは一九六〇年
のことである。又三陸沖地震のときの津
波は、実に死者三、〇〇八名を数えたの
である。

このようみてみると、自然災害は、
自然破壊があり、それが即被害につなが
っているように思われがちである。しか
し台風の場合にせよ、地震の場合にせ
よ、現実には自然破壊に社会生活のバタ
ーンや人間行動のバターンがどう重なる
かが、被害のあり方を決定しているので
ある。たとえば一九七八年、久方に日本の
大都市を地震が直撃した。宮城県沖地震
である。仙台市の人口は約七〇万。超高層

や広大な地下空間街はないけれど、一八
階建ての高層をはじめとして、マンショ
ン群の中には一四階建てもある。いく
つかのデパートやスーパーには地ト売場
がある。朝夕のラッシュには車が渋滞を
くり返す。震度は平均して五であった。
しかし市の周辺部の地盤軟弱な地域、そ
して高層の階層でのゆれは優に震度六に
匹敵する記録を示している。耐火造の二
・三階建てで、いくつもの建物が一階の
部位で庄壊もした。それでいて人命の損
失は仙台で二七名、しかもその過半数は
ブロック塙、門などの倒壊による庄死で
あつた。心配された同時多発火災は生じ
なかつた。仙台市全体でわずか八軒に止
まり、それもほぼその出火棟で制圧され
たのであるけれども被害状況を調査して
みると、室内における重量家具の倒壁の
実情は凄まじいの一語につきる。たとえ
ばタンスは三〇・六%、食器棚は三〇・
三%、テレビ二六・一%、洗濯機四・二
%であるが、これがマンションの六階以
上となると、タンス五七・二%、食器棚四

安倍北夫

震災のときの小田原は震度七、当時の木造は耐震配慮が規制としてなされているので、そのまま参考にはならないとされている。が長時間ないし一両日うち組織内・組織対人・人相互間に、かくして対応のチグハグが生じ、社会的混乱となる。そして社会的混乱はその中の組織や個人をして、ますます混乱させ、ひいてそれが社会全体の混乱をまねく、こうなつてはニックそのものである。

実は大地震対策特別措置法の第六条と第七条には、「地震防災応急計画」に関する定めが規定されている。すなわち第六条は「災害対策基本法第二条第九号に規定する指定行政機関の長(……)及び指定公共機関(……)は同号に規定する防災業務計画において……次の事項を定めなければならない」第七条では「次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者には、あらかじめ(……)……地震防災応急計画を作成しなければならない」としてこれらの計画は、指定のあつた日から六月以内に作成して届け出ることと定められている。強化地域の指定が五四年八月七日であるから、それから起算して

確なフ乗来動でコメ名じ六町宿考う

六ヵ月は二月の七日にあたる。
基盤における予知。それが警戒宣言になり、更にそれに基づく地震防災計画の実行となつて、はじめて「大規模地震対策特別措置法」のめざしているもの、つまり地震被害の低減は可能となる。現在の段階は被害低減のシステム・リンクの最後の部分が欠けた状態である。願わくは五五年の二月までは「警戒宣言」の発令などということのないよう望むものである。

高層についてのいくつかの算定例から推測してみると平日の午後、およそ二・三萬が超高層群の浮動人口として所在しているものと思われた。又歌舞伎町についての実測は、街路を歩行している人口をしておよそ二万五、〇〇〇名とはじき出してある。更に又百貨店内のお客が合計しておよそ四万程度と数えられる。これらの数字を基本として推定を行うと、大体平日午後の浮動人口は二〇万前後ではなかろうかと思われた。すると、夜間人口わずか六、〇〇〇名の地域に、実に三万近くの人々が平日の午後に所在していることになる。勿論新宿は大地震対策特別措置法に定める強化地域には指定されてはいない。だから「警戒宣言」は直接に東京にはむけられない、ひいては新宿にもむけられない。しかし、もしマグニチュード八の地震が想定されている駿河湾海底に生ずれば、そこからおよそ五〇キロはなれている東京は、震度五であろうとされている。震度五は昭和五三年の仙台の震度である。東京にむけられたのではないにせよ、テレビもラジオも一斉に臨時特別番組に移行し、臨時ニュースで「警戒宣言」発令を放送し出したとして、この三〇万に余る大群集はどう反応するであろうか。もしも電車が徐行運転体制に入ると、平日の午後だと、新宿に入り出していく国鉄、私鉄の搬送能力

力は最大一時間三万人程度とみこまれる。静岡でアンケート調査で得られた避難の見切り時期曲線と傾斜面を半分にして、午後二時から人口を排出させると。午後五時になるとつとめ人は一齊に立ち上ることになる。そうして計算をしてみると、午後六時の新宿駅の滞留人口は実に二〇〇万近くに達するのである。一方における強いドライブ（帰宅したいという動因）、夜が迫ってくるという不安、いつ乗れるかわからないという焦慮、何よりも、この群集中で今大地震に襲われたら絶望だという焦りと不安、これらがわずかずつしかハケない脱出口に殺到するとき、群集雪崩と庄死の恐れがある。しかもこの群集流は将棋倒しを最も生じやすい異質群集である（老若男女さまざまな人々をふくむ群集）。おまけに、えてしてこうした群集流は、整った環境に比べて情報の入手が容易ではない。しかも差し迫った形で直接的かつ即時的情報を強く欲求する。そうでなくとも確実な情報が乏しい所にもってきて、情報のチャンネル——機械的、人的局面における——の阻害や混乱が想定されるとすれば、ターミナル駅に集合する巨大な滞留人口は、正にデマ・流言のこれ以上ない温床である。たとえいえば乾燥しきつたむき出しの爆薬がもみにもまれ、そこへ稻妻がひらめくようなものである。

る交通の確保、他方における時差退院、老人子供女子の段階的優先対策等のとり決めが、それこそ断乎たる社会的コンセプトとして形造られねば、群集乱流ゆえのパニックと死傷をまねがれることはむづかしい。昭和三一年の元旦、二年詣りの大群集が、もちまきをキッカケとして、高低差わずか二メートル四〇、七メートル三〇の幅、たった一五段一七度の緩傾配の石段で、おりるもの、のぼるもののが押し合いとなり、実に一二四名の圧死と一七〇名の重軽傷を生じたのである。

計算による、群集の圧力の最大界面における強さは三〇トンに及ぶだろうといふ。現場に立ってみて、わずか一五段の階段、しかも高低差二メートル四〇で、この圧倒的な死傷はどうしても納得できないのである。しかしそれは現実に生じたことを銘記すべきであろう。

重ねて銘記すべきことは、予知とそれに基づく「警戒宣言」だけでは被害の低減どころか社会混亂と、ひいてはパニック、最悪の場合は群集雪崩や死傷を生ずる可能性を否定できない。要是警戒宣言に基づく、緊急時の社会体制をつくりあげ、それがお互いのコンセンサスにならねならぬということである。

第三にのべておくことは、情報の伝達

六

である。五四年一〇月、大地震特別措置法に基づいて静岡県で、国と地方自治体を含して「警戒宣言」の大演習が行なわれた。行政機関を通しての、あらかじめ定められたチャネルでの、あらかじめ決められた情報の伝達、同時にあたらしく定められた防災信号も吹鳴された。

そのあとで、モニターによって信号や情報の伝達がいきわたったかどうかをチェックしてみた。驚くべきことに、およそ二割に情報がいきわたらなかつたといわれる。即時、確実、公平は基本的原則である。それが質的な「確実」どころか基礎的なリーチにおいて、すでに及ばないところ、これは大変である。公平の欠けたところにデマや流言の入りこむ隙が生まれる。

次に情報の質について、四つのデータをあげておこう。

七

第一は昭和三九年六月の新潟地震のときのデマである。このときデマを聞いた人は、被災者のおよそ四〇%、どの程度信じたかたをたずねみると、全く信用五二・六%、いくらか信用一六・六%、半分信用一一・一%、半信半疑四・八%、信用しない一四・四%、無関心一%である。丸々信用したというものが過半数と

確な情報も不足しているときには、いかにデマに対して無力かをあらためて知らざる者もいた。しかし、この要素については、「恐れが大きい」「可能性が高い」という程度にしか発表されないと思われる。これらの報道で直接見聞きしたもの四〇%、この人たちはうち、実際に三八%もが、その段階ですでに「今にも地震がおこりそう」とか、「地震警報も出た」とうけとめてしまっている。又入づてに「デマ」に接すれば、これは大変である。公平の欠けたところにデマや流言の入りこむ隙が生まれる。

第二は昭和五三年一月の伊豆大島近海地震のあと、県の災害対策本部が出した「余震情報の伝達」にからむデマさわぎである(未来工学研究所調査リポートより)。県の余震情報をテレビ、ラジオ広報車で直接見聞きしたもの四〇%、この報道で直接見聞きしたもの四〇%、この人たちはうち、実際に三八%もが、その段階ですでに「今にも地震がおこりそう」とか、「地震警報も出た」とうけとめてしまっている。又入づてに「デマ」に接すれば、これは大変である。公平の欠けたところにデマや流言の入りこむ隙が生まれる。

第三は川崎直下型地震についての情報である。丸々信用したというものが過半数とあらかじめ、その言葉についての概念規定をし、社会的コンセンサスをつくつておく必要もある。

さて川崎の場合、生起確率をのぞいて四つの要因について、川崎市民のアンケート調査の中から、認知についての正確さをぬき出してみる。この調査は、予知現実の被災そのものが少なく——伊豆は別として、かつ三日後ということによるのである。

第三は川崎直下型地震についての情報である。丸々信用したというものが過半数とあらかじめぐつてのデータである(安倍・情報の社会心理学的定位、外大論集)。地震予

ジーリスト

1980.1.1 (No.707)

混雜しますし、電話も混乱しますから、見舞いはあとで良いということです」

ことになった。

という報道は A子さんの家族もそうであるが、その病院の入院患者かつ医師、看護婦の家族全体、ひいては、その病院所在の地域に家のある勤め人全体に安心感をあたえてくれる筈である。こうして仙台の場合、災害時の情報として最も必要とされた即時性、直接性、具体性、個別性が見事に実現されたのである。

仙台についての調査(政策科学研究所)で、「地震直後から当夜にかけて、あなたの周辺で混乱がありましたか」という設問に対して、「大きな混乱」九・八%、「やや混乱」二〇・八%、「なし」六六・九%であった。そして「混乱なし」の人たちがその理由としてあげたものは、第一位が「被害が少なかった」四四・七%、第二位「暗くなる前に最小限のことが出来た」四二・三%であるが、第三位は「正しい情報が流された」二七・二%であるのは、このあたりを適確に反映しているとみて良いであろう。

八

昔の人たちが夢にでも望んだ地震の予知がある程度現実のものとなり、それが法的裏づけを得て、「警戒宣言」として発令されるという時代にわれわれは立つ

す」

が問われているのが現在である。

重ねて、安易で、常識的、かつ平常的な情報や、そのチャネル、ルート、伝達手段をいましめるべきであろう。

(あべ・きたお) 東京外国语大学教授、中央防災会議専門委員

しかし、そもそも被害の低減をもたらす筈の予知も、それが一〇〇%確実でなければ、一方において「空振り」やがて「狼少年」的な事故を生ずる恐れがある。逆に「見逃しの三振」ともなれば、無意識に、「警報が出たら対策を」という人々は、それこそ油断の足下をくわされることになるであろう。更にまた「宣言」が発令されたとして、発災がおくれたとしたら「宣言下」の非常事態の緊張をどうやって維持したり、ゆるめたり出来るであろうかという問題もあるう。

また、何よりも「警戒宣言」発令という法的措置よりも、その「宣言」に応じての各級各機関、又コミュニティや個々人が、防災のためにどういった行動をとるべきかこそ、今回の法的措置の中核であらねばならない。「防災応急計画を定めこれを明示する」ことは五五年二月末までとされているが、これらの計画が相互に矛盾なく、統合性のあるものになり得るか、そしてまた、それをかたいしっかりした社会的コンセンサスにどのようにして、仕立てあげていくことができるかが、一方における「警戒宣言」発令に併なうパニックを防ぐこと、他方における発災時の被害低減をもたらし得るかの決め手となる。

こうして、事前の認知の徹底や、センサスづくり、習慣形成や訓練をふく

めての、防災情報のあり方や伝達の方法

が問われているのが現在である。

重ねて、安易で、常識的、かつ平常的な情報や、そのチャネル、ルート、伝達手段をいましめるべきであろう。

(あべ・きたお) 東京外国语大学教授、中央防災会議専門委員

■自治の問題が今日ほど重要な論点となったことはかつてない。政治・経済・社会・法と制度のさまざまな領域に深刻な課題を投げかけた〈現代都市問題〉の解決のためには、その根底にある〈自治〉の問題が不可欠であることが明らかになっている。本書は、その視点に立って多角的にテーマを選び、検討した。

B5判/344頁/定価1,000円

ジーリスト増刊総合特集—No.1

現代都市と自治

有斐閣